

第193回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和元年6月10日（月）

午後1時30分から午後1時55分まで

場 所：県行政庁舎4階 特別会議室

○次第

1 開 会

2 報 告

第192回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（1件）

議案第2366号 仙塩広域都市計画下水道の変更について

4 その他

5 閉 会

○出席委員

阿留多伎 真人	尚綱学院大学総合人間科学系教授
伊 藤 恵 子	株式会社はなやか代表取締役
郷 古 雅 春	宮城大学食産業学群教授
佐 藤 美 砂	弁護士
舟 引 敏 明	宮城大学事業構想学群教授
鈴 木 良 典	農林水産省東北農政局長（代理）
吉 田 耕一郎	国土交通省東北運輸局長（代理）
高 田 昌 行	国土交通省東北地方整備局長（代理）
松 岡 亮 介	宮城県警察本部長（代理）
佐 藤 昭	宮城県市長会会長（塩竈市長）
高 橋 伸 二	宮城県議会議員
高 橋 啓	宮城県議会議員
櫻 井 正 人	宮城県町村議会議長会会長（利府町議会議長）

（以上13名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第2366号 仙塩広域都市計画下水道の変更について

【議決】原案を承認する。

令和元年6月10日（月）午後1時30分 開会

1 開 会

○事務局（武内総括） ただいまから第193回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

議事に入ります前に、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿を御覧下さい。宮城県議会議員の高橋伸二委員です。宮城県町村会会長の佐藤仁委員でございます。本日は都合により欠席されております。

（1）会議の成立

はじめに、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、13名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、事務局からマイクをお渡ししますので、恐縮ではございますが、挙手をいただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本日の配付資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、事前に「議案書」をお渡ししております。また、机上に「参考資料」、「座席図及び委員名簿」を配付しております。資料に不足はございませんでしょうか。それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、舟引会長、よろしく願いいたします。

（2）議事録署名人の指定

○舟引議長 それでは本日もよろしく申し上げます。はじめに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。郷古雅春委員と高橋伸二委員をお願いいたします。

2 前回議案の処理報告

○舟引議長 次に、第192回の審議会における議案の処理結果について、事務局から報告願います。

○事務局（藤田都市計画課長） それでは、前回までの議案の処理結果につきまして御説明いたします。お手元の『議案書』の3ページを御覧ください。前回御審議いただいた議案でございます。前回、第192回の審議会におきまして、議案第2361号「特殊建築物の敷地の位置について」ほか4件について御審議いただきました。議案第2361号から第2365号については、処理結果の欄に記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。前回議案の処理報告については、以上でございます。

○舟引議長 以上の報告について、御質問等はありませんか。

(「なし」の声)

○舟引議長 それでは、以上で第192回の審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

○舟引議長 続いて、議案審議に入ります。本日、審議する議案は、議案第2366号の1件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。それでは、議案第2366号「仙塩広域都市計画下水道の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第2366号「仙塩広域都市計画下水道の変更について」

○事務局（藤田都市計画課長） 議案書の「5ページ」をお開き願います。仙塩広域都市計画下水道の変更に関するもので、利府町流域関連公共下水道の変更でございます。本来、流域関連公共下水道については、市町村決定となりますが、今回は、排水区域が複数の市町村を跨がり、都市計画法第15条に基づき、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設となるため、宮城県決定となります。「2. 排水区域」を御覧ください。変更点は、排水区域の面積を変更するものです。「(1) 汚水」については、1,208haから1,161haへと、47haの減となるものです。「(2) 雨水」については、944haから987haへと、43haの増となるものです。続きまして、変更の理由でございます。現状の土地利用や今後の市街化の見込みを勘案し、「汚水」と「雨水」の排水区域の変更を行うものであります。

「6ページ」をお開き願います。今回、変更する区域を示した「汚水」の排水区域の総括図でございます。図面上が北側になります。図の右下の凡例のとおり、「既決定区域」を灰色に着色し、今回「追加する区域」を赤で着色し、「廃止する区域」を黄色で着色しております。「汚水」の排水区域については、新太子堂地区、岩切地区、葉山地区の3地区を変更するものであります。図面中心の赤で着色した箇所が新太子堂地区でございます。新太子堂地区については、令和元年5月に市街化区域に編入した区域と既存集落を含めた既成市街地の区域を排水区域として約16ha追加するものであります。図面左下の赤で着色した箇所が岩切地区でございます。岩切地区については、JR東日本の新幹線車両基地があり、その敷地が市町境を越えて多賀城市、仙台市に跨っております。今回、敷地内の汚水に関する排水区域を整理し、多賀城市内の分も含めて、利府町流域関連公共下水道で処理することとし、排水区域を約6ha追加するものであります。A3の参考資料を御覧ください。今回、排水区域が複数の市町を跨ることとなったため、その状況を御説明いたします。

参考資料の「1ページ」を御覧ください。下水道の都市計画変更についての概念図でございます。通常、下水道の都市計画決定については、市町村が管理する公共下水道や都市下水路及び都道府県が管理する流域下水道がございます。このうち、図の左側から下側に示す濃い青線で囲んだ範囲で示す都道府県が管理する「流域下水道」については、2市町村以上の排水区域の下水排水と処理を

行うものであり、都市計画法第15条に基づき、都道府県が都市計画を定めるものであります。各市町村内の「流域関連公共下水道」については、市町村が下水管渠の整備を行うものであり、同じく都市計画法第15条に基づき、市町村が都市計画を定めることとなります。なお、公共下水道の排水区域については、図の赤色の丸で囲んだ範囲のように2以上の市町村の区域に跨がる場合があります。この場合は、同じく都市計画法第15条に基づき、「一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設」として、都道府県が都市計画決定を定めることとなります。

参考資料の「2ページ」を御覧ください。岩切地区の排水区域の拡大図でございます。今回の「汚水」の排水区域と「雨水」の排水区域の都市計画変更前と変更後の状況を示したものでございます。黒色の二点鎖線が行政界を示しており、この地区は、仙台市、多賀城市、利府町の行政界が近接している地区でございます。「汚水」の排水区域について、御説明いたします。都市計画変更前の状況ですが、図面左上の緑色で着色した範囲が利府町分の排水区域でございます。今回の変更にあたり、県及び関係市町で排水計画を整理した結果、図面左下の都市計画変更後のように赤色で着色した多賀城市分を利府町流域関連公共下水道で処理することとしました。引き続き、「汚水」の排水区域の説明途中ですが、内容が関連しますので「雨水」の排水区域について、御説明いたします。都市計画変更前の状況ですが、図面右上の緑色で着色した範囲が利府町分の排水区域でございます。今回の変更にあたり、県及び関係市町で排水計画を整理した結果、図面右下の都市計画変更後のように多賀城市分の緑色で着色した区域を含めて、利府町流域関連公共下水道で処理することとし、黄色で着色した仙台市分は、仙台市仙塩流域関連公共下水道で処理することとしました。その結果、「汚水」、「雨水」ともに、利府町流域関連公共下水道で利府町分、多賀城市分の両方の区域を排水区域として処理することとしました。図面下の箱で囲まれた部分を御覧ください。都市計画法第15条第1項第5号には、都道府県が定める都市計画として、「一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設に関する都市計画」が定められており、都市計画法施行令第9条第2項に、「公共下水道で排水区域が二以上の市町村の区域にわたるもの」が県で決定すべき都市計画とされており、今回の都市計画変更については、利府町及び多賀城市に排水区域が跨がることから、県が行うものでございます。

再び、議案書の「6ページ」をお開きください。「汚水」の排水区域について、続けて御説明いたします。図面右上の黄色で着色した箇所が葉山地区でございます。葉山地区については、平成9年に市街化区域に編入し、平成11年5月に開発許可を受け、住宅地の開発が行われていたましたが、社会情勢の変化により、平成30年1月に開発許可の変更を行い、住宅開発をせず、緑地として保全していくこととしたものであります。今回、開発計画の変更に伴い、排水区域を約59ha変更するものであります。その結果、「汚水」の排水区域については、1,208haから、面積精査による約10haの減少分も含め、1,161haへと47haの減となるものであります。

「7ページ」をお開き願います。今回、変更する区域を示した「雨水」の排水区域の総括図でございます。図の右下の凡例のとおり、「既決定区域」を灰色に着色し、今回「追加する区域」を赤で着色し、「廃止する区域」を黄色で着色しております。「雨水」の排水区域については、新太子堂地区、白石沢地区、岩切地区、葉山地区の4地区を変更するものであります。図面中心の赤で着色した箇所が新太子堂地区でございます。新太子堂地区については、令和元年5月に市街化区域に編入した区域と既存集落を含めた既存市街地の区域を排水区域として約85ha追加するものであります。図面左上の赤で着色した箇所が白石沢地区でございます。白石沢地区については、平成29年に市街化区域編入し、工業地の整備を進めているところであります。今回、当該地区の雨水

排水計画が確定したことから、排水区域として約21ha追加するものであります。図面左下の黄色で着色した箇所が岩切地区でございます。今回、敷地内の雨水に関する排水区域を汚水の計画とあわせて整理し、多賀城市内の分も含めて、利府町流域関連公共下水道でこれまで通り処理することとし、仙台市内については、仙台市仙塩流域関連公共下水道で処理することとしたため、排水区域を約4ha変更するものであります。図面右上の黄色で着色した箇所が葉山地区でございます。葉山地区については、汚水の計画と同様に、開発計画の変更に伴い、排水区域を約59ha変更するものであります。その結果、「雨水」の排水区域については、944haから987haへと43haの増となるものであります。

以上で議案第2366号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○舟引議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。高橋（啓）委員どうぞ。

○高橋（啓）委員 利府町に編入される区域の底地はどうなっているのでしょうか。もう一つ、認可は町か県なのかをお伺いします。

○舟引議長 2点ございます。事務局いかがですか。

○事務局（藤田都市計画課長） まず底地についてですが、6ページの汚水、岩切地区については、JR東日本の車両基地ですので、新たな権利者は発生しません。新太子堂地区については、利府街道の南側が今年5月に市街化区域に編入となりましたので、地権者の方には説明をして了解を得ているところです。利府街道の北側の既存集落の方々や業務を営んでいるの方々へは説明をして御理解をいただいているところです。それから認可についてですが、これから都市計画決定した後に、都市計画法と下水道法に基づく事業認可は県が行います。次に7ページの雨水については、白石沢地区は、平成9年に市街化区域に編入されておりまして、開発者が土地を所有しており調整を進めてまいりました。新太子堂地区についてですが、利府町役場も含め様々な所有者がおりまして、左下についてはイオンがすでに事業展開しております。利府街道の北側には先ほど説明しましたように既存集落がありますので説明して理解をいただいております。今後、都市計画決定後には、県が事業認可して整備が進められていくこととなります。

○舟引議長 高橋（啓）委員どうぞ。

○高橋（啓）委員 事業認可は県ということでしたが、実施は市町村ということによろしいですか。

○舟引議長 事務局お願いします。

○事務局（藤田都市計画課長） そのとおりです。関連公共下水道の整備の主体は利府町ということになります。

○高橋（啓）委員 ありがとうございます。

○舟引議長 事業主体は町、今回は処理区域が市町をまたがるので、都市計画決定は県が行うという理解でよろしいですか。

○事務局（藤田都市計画課長） はい。

○舟引議長 そのほかいかがでしょうか。特に御意見、御質問がないようでしたらお諮りしたいと思います。それでは、議案第2366号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2366号：原案のとおり承認する。（賛成13名，反対0名）

4 その他

○舟引議長 以上で、本日本日予定していた審議案件はすべて終了しましたが、委員の皆様から、何か他にございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○舟引議長 事務局から、何かありますか。

○事務局（本間行政班長） 次回の開催予定について御案内します。今回は、令和元年8月9日、金曜日の開催を予定しております。詳細につきましては、後日改めて連絡を申し上げます。

5 閉会

○舟引議長 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

○事務局（武内総括） 以上をもちまして、第193回宮城県都市計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

令和元年6月10日（月）午後1時55分 閉会